参考資料１

○宇都宮市男女共同参画推進条例

平成１５年６月２７日

条例第２９号

我が国においては，日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ，男女平等の実現に向けた様々な取組が，女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ，男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては，国内外の動向を考慮しつつ，本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら，社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し，多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり，さらに，配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中，少子高齢社会の到来，国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し，誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには，男女が，その違いを画一的に否定することなく，互いに人権を尊重しつつ，喜びも責任も分かち合い，その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに，宇都宮市は，男女共同参画社会の実現を２１世紀における市政の重要課題と位置付け，次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため，市民，事業者，市が相互に協力し，及び連携し，豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進について，その基本理念を定め，市民，事業者，市等の責務を明らかにするとともに，男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより，男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し，もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「男女共同参画」とは，男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより，男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は，次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

（１）　男女が，個人としての尊厳が重んじられ，性別による差別的取扱いを受けることなく，個人として能力を発揮する機会が確保されること。

（２）　男女が，性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく，社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

（３）　男女が，社会の対等な構成員として，社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

（４）　男女が，相互の協力及び社会の支援の下，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。

（５）　男女が，互いの身体的特徴及び性について理解を深め，尊重し合うことにより，生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

（６）　男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し，協調して行われること。

（市民の責務）

第４条　市民は，前条各号に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり，社会のあらゆる分野において，それぞれが相互に協力し，男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに，市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動において，男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに，市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第６条　市は，基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

２　市は，前項の施策について，市民及び事業者と相互に協力し，及び連携し，一体となって実施する責務を有する。

（教育関係者の責務）

第７条　学校教育，社会教育その他の教育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は，基本理念にのっとり，その教育を行う過程において，男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第２章　基本的施策

（行動計画）

第８条　市長は，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は，行動計画を策定するに当たっては，あらかじめ，市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに，宇都宮市男女共同参画審議会（第２３条第１項を除き，以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

３　市長は，行動計画を策定したときは，これを公表するものとする。

４　前２項の規定は，行動計画の変更について準用する。

（意識の啓発）

第９条　市は，男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため，家庭，職場，学校，地域等における広報活動の実施，学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第１０条　市は，男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため，研修の実施，講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

（活動の支援）

第１１条　市は，市民，事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため，情報の提供，助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第１２条　市は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し，調整し，及び実施するため，必要な体制の整備に努めるものとする。

２　市は，男女共同参画の推進に関する施策を実施し，市民，事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため，拠点となる施設の整備に努めるものとする。

３　市は，男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては，常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し，及び協力するよう努めるものとする。

（施策に関する意見の申出への対応）

第１３条　市長は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について，意見の申出を受けたときは，適切に対応するよう努めるものとする。

２　市長は，必要があると認めるときは，前項の申出への対応に当たり，審議会の意見を聴くものとする。

（積極的改善措置）

第１４条　市は，市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって，参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは，必要な範囲内において，男女いずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

２　市長その他の執行機関は，附属機関の委員等を任命し，又は委嘱するときは，積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第１５条　市長は，毎年，男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について，報告書を作成し，

これを公表するものとする。

（調査研究）

第１６条　市長は，男女共同参画の推進に関する施策を策定し，及び実施するため，必要な調査及び研究を行うものとする。

第３章　各分野での取組等

（家庭での取組等）

第１７条　家族を構成する者は，相互の理解の下に，性別による固定的な役割分担にとらわれることなく，家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。

２　市は，前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため，必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（職場での取組等）

第１８条　事業者は，事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

２　事業者は，男女が，職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

３　市は，第１項の規定に基づき機会の確保が図られ，及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう，情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

４　市は，必要があると認めるときは，事業者に対して，男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

（教育分野での取組等）

第１９条　教育関係者は，自ら男女共同参画の推進について研さんし，男女共同参画の推進に関する教育，学習その他の活動を通じて，その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。

２　市は，前項の男女共同参画の推進に関する教育，学習その他の活動の振興を図るため，必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地域での取組等）

第２０条　地域住民の組織である公共的団体の構成員は，自主的な啓発活動を通じて，男女共同参画の推進に努めるものとする。

２　市は，前項の構成員と連携を図りながら，同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第４章　性別による権利侵害の禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第２１条　何人も，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

２　何人も，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，セクシュアル・ハラス

メント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え，又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

３　何人も，その配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し，身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（性別による権利侵害等に関する相談への対応）

第２２条　市長は，前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは，関係機関等と連携して，適切に対応するよう努めるものとする。

第５章　宇都宮市男女共同参画審議会

第２３条　市に，宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

２　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項を所掌する。

（１）　行動計画の策定又は変更について，第８条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。

（２）　意見の申出への対応について，第１３条第２項の規定に基づき意見を述べること。

（３）　前２号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

３　審議会は，委員２０人以内をもって組織する。

４　審議会の委員のうち，男女のいずれか一方の委員の数は，委員の総数の１０分の４未満とならないものとする。ただし，市長がやむを得ない事情があると認めたときは，この限りでない。

５　前２項に定めるもののほか，審議会の組織及び運営について必要な事項は，規則で定める。

第６章　委任

第２４条　この条例の施行について必要な事項は，市長が定める。

附　則

この条例は，平成１５年７月１日から施行する。

○宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則

平成１５年６月２７日

規則第４７号

改正　平成２４年３月第１１号

（趣旨）

第１条　この規則は，宇都宮市男女共同参画推進条例（平成１５年条例第２９号。以下「条例」という。）第２４条の規定に基づき，条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（申出者及び相談者）

第２条　条例第１３条第１項の意見の申出（以下「申出」という。）及び条例第２２条の相談を行うことができるものは，次に掲げるものとする。

（１）　市内に住所を有する者

（２）　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（３）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（４）　市内に存する学校に在学する者

（５）　前各号に掲げるもののほか，市長が適当と認めるもの

（申出及び対応の通知）

第３条　申出は，次に掲げる事項を記載した意見申出書を市長に提出して行わなければならない。

（１）　申出を行うものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては，名称，代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）並びに電話番号

（２）　申出の理由

（３）　申出の概要

（４）　他の機関への相談等の状況

（５）　申出の年月日

２　市長は，申出への対応を決定したときは，その内容を申出対応通知書により当該申出を行ったものに通知するものとする。

（委員）

第４条　宇都宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は，次に掲げる者のうちから，市長が任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係団体を代表する者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　前各号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は，２年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を

妨げない。

（会長及び副会長）

第６条　審議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によって定める。

２　会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（審議会の会議）

第７条　審議会の会議は，会長が招集し，会長が議長となる。

２　審議会の会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（関係人の出席）

第８条　審議会は，必要があると認めるときは，関係人の出席を求め，その説明若しくは意見を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の特例）

第８条の２　第７条第１項の規定にかかわらず，会長は，災害の発生，感染症のまん延の防止その他の理由により，会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは，議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を審査会の各委員に回付し，賛否を問い，会議に代えることができる。

２　第７条第２項及び第３項並びに前条の規定は，前項の場合について準用する。この場合において，第７条第２項中「会議」とあるのは「審議」と，「出席しなければ，開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ，成立しない」と，同条第３項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と，前条中「関係人の出席を求め，その説明若しくは意見を聴き，」とあるのは「関係人の書面又は電磁的記録による説明若しくは意見」と読み替えるものとする。

（令３規則２８－２・追加）

（審議会の庶務）

第９条　審議会の庶務は，総合政策部女性活躍推進課において処理する。

（平２４規則１１・一部改正）

（令７規則１４・一部改正）

（審議会の運営）

第１０条　前６条に定めるもののほか，審議会の運営について必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

（様式）

第１１条　この規則に規定する意見申出書等の様式は，別に定める。

（補則）

第１２条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成１５年７月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第１１号）

この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（令和３年８月３１日規則第２８－２号）

この規則は，令和３年９月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日規則第１４号）

この規則は，令和７年４月１日から施行する。